

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(外国宛て郵便物の差出場所)</p> <p>第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第120条(国際返信切手券) 第4項の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(国際返信切手券)</p> <p>第120条 国際返信切手券(有効期間が表示されたものに限り、以下「切手券」といいます。)は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手等と引き換えることができるものです。</p> <p>2 当社は、切手券を、1枚につき130円に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えます。</p> <p>3 切手券は、前項のほか、国際郵便葉書又は当社が発行する航空書簡と引き換えることもできます。この場合には、切手券の合計額(1枚につき130円として計算します。)と引き換えるべき国際郵便葉書又は航空書簡の料額印面の金額との間に差額が生じたときは、これに相当する郵便切手を添えて引き換えます。</p> <p>4 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。</p>	<p>(外国宛て郵便物の差出場所)</p> <p>第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第120条(国際返信切手券) 第3項の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(国際返信切手券)</p> <p>第120条 国際返信切手券(有効期間が表示されたものに限り、以下「切手券」といいます。)は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手と引き換えることができるものです。</p> <p>2 当社は、切手券を、1枚につき航空扱いとする書状の料金として定められた額のうち最低のものであって、名宛国がいずれであっても差し出すことができるものとして当社が別に定める額に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えます。</p> <p>3 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (****年**月**日 2022-****第****号)</p> <p>この改正規定は、2023年10月1日から実施します。</p>